

## 天神川河川整備懇談会 規約(案)

## (名称)

第1条 本会は、「天神川河川整備懇談会」(以下「懇談会」という。)と称す。

## (目的)

第2条 本懇談会は、「天神川水系河川整備計画」の点検及び変更を行うにあたり、河川法第16条の2第3項に規定する学識経験者等の意見を聴く場として、国土交通省中国地方整備局長(以下「局長」という。)が設置する。

## (組織等)

第3条 懇談会の委員は、局長が委嘱する。

2 懇談会は、別表に掲げる委員で構成する。

3 委員の任期は、原則として整備計画「天神川水系河川整備計画」の点検及び変更がなされるまでとする。

## (委員長)

第4条 懇談会に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 委員長に事故あるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

## (会議の招集)

第5条 懇談会は、委員長が招集する。

2 懇談会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 懇談会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 委員の代理出席は認めない。

## (公開)

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

## (事務局)

第7条 懇談会の事務局は、中国地方整備局倉吉河川国道事務所に置く。

## (規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

## (その他)

第9条 この規約に定めるほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会で定める。

## (附則)

この規約は平成18年8月21日より施行する。

この規約は平成20年10月15日より施行する。

この規約は平成27年11月30日より施行する。

この規約は令和元年12月19日より施行する。

【 別 表 】

天神川河川整備懇談会 委員名簿

氏 名	職 名	専門分野
安藤 重敏	鳥取県生物学会 幹事	環境(魚介類)
小野 達也	鳥取大学地域学部 教授	経済学
北村 義信	<del>鳥取大学乾燥地研究センター 特任教授</del> <u>鳥取大学 名誉教授</u>	関係水利
國本 洸紀	倉吉博物館 専門委員	環境(植物・鳥類・昆虫), 歴史文化
<del>檜谷 治</del>	<del>鳥取大学大学院工学研究科 教授</del>	河川工学
福田 京子	地域づくりネットワーク	地域づくり
道上 正規	<del>財団法人とっとり政策総合研究センター 理事長</del> <u>鳥取大学 名誉教授</u>	地域づくり 土木(治水)
<u>三輪 浩</u>	<u>鳥取大学大学院工学研究科 教授</u>	<u>河川工学</u>
<del>森本 満喜夫</del>	<del>天神川流域会議 会長</del>	<del>環境(植物)</del>
山崎 賀津雄	<del>鳥取県内水面漁場管理委員会 会長</del> <u>天神川漁業協同組合長</u>	関係漁業

(敬称略、五十音順)